

○志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例

平成18年1月1日
条例第74号

(趣旨)

第1条 固定資産税、都市計画税、市民税及び国民健康保険税の災害による軽減又は免除については、法令その他別に定めがあるもののほか、[この条例](#)の定めるところによる。

(定義)

第2条 [この条例](#)において「災害」とは、震災、風水害、火災その他これらに類するもので、甚大な被害を受けたものをいう。

(土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

第3条 災害により被害を受けた土地が流失、埋没、崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、次に掲げる区分に従い、それぞれ[当該各号](#)に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

- (1) 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合 10割
- (2) 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合 8割
- (3) 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満である場合 6割
- (4) 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満である場合 4割

(家屋に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

第4条 災害により被害を受けた家屋については、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、次に掲げる区分に従い、それぞれ[当該各号](#)に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

- (1) 災害により家屋の原形をとどめない場合 10割
 - (2) 災害により主要構造部分が著しく毀損し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価額の6割以上の価値を減じたと認められるとき 8割
 - (3) 災害により毀損を受け、当該家屋の価額の4割以上6割未満の価値を減じたと認められる場合 6割
 - (4) 災害により毀損を受け、当該家屋の価額の2割以上4割未満の価値を減じたと認められる場合 4割
- (償却資産に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、[前条](#)の例により軽減し、又は免除する。

(市民税の減免)

第6条 災害により市民税の納税義務者(個人に限る。)[が次の各号](#)のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、それぞれ[当該各号](#)に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

- (1) 死亡した場合 10割
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10割
- (3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となった場合 9割

2 災害により自己の所有に係る財産について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。)[がその価格の3割以上である市民税の納税義務者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額\(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額\(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。\)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額\(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。\)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。\)](#)[が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、\[次の表\]\(#\)に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。](#)

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合

	損害程度が3割以上5割未満の場合	損害程度が5割以上の場合
500万円以下	5割	10割
500万円を超え750万円以下	2.5割	5割
750万円を超え1,000万円以下	1.25割	2.5割

- 3 冷害、凍霜害、干害等にあつては、[前2項](#)の規定によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の3割以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに^{あん}按分して得た額)のうち、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、[次の表](#)に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	10割
300万円を超え400万円以下	8割
400万円を超え550万円以下	6割
550万円を超え750万円以下	4割
750万円を超え1,000万円以下	2割

(国民健康保険税の減免)

第7条 国民健康保険税の納税義務者のうち、[前条](#)の規定の適用を受けた者に対して、国民健康保険税を軽減し、又は免除する。

- 2 [前項](#)の規定による軽減又は免除の額は、[前条](#)の規定の適用を受けた者に対し、その軽減され、又は免除された額に対応する所得額に応じて軽減し、又は免除する。ただし、被保険者均等割及び世帯別平等割のみ課税されている者は、その受けた災害に応じ、[前条](#)の規定を準用して軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第8条 [この条例](#)の定めるところにより市税の軽減又は免除を受けようとする者は、別に定めるところにより申請書を被害を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為をし、固定資産税、都市計画税、市民税又は国民健康保険税の軽減又は免除を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちにその者に係る軽減又は免除を取り消すものとする。

(適用)

第10条 [この条例](#)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき、又はこれに準ずる災害を受けたときに適用する。

(委任)

第11条 [この条例](#)に定めるもののほか、災害による被害者に対する市税の軽減又は免除に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例(昭和54年松山町条例第6号)、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例(昭和34年志布志町条例第18号)又は有明町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例(昭和56年有明町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の条例の規定による町税の減免の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定(「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める部分に限る。)は、平成31年1月1日から施行する。